

# IFG 乙女 Weekday Pass

お申込み日 年 月 日

IFG乙女ウィークデーパーズ規約に同意しました。

|                        |                                   |             |
|------------------------|-----------------------------------|-------------|
| お名前<br>[必須]            | フリガナ                              | 男<br>・<br>女 |
|                        | -----                             |             |
| 生年月日<br>[必須]           | T・S・H                             | 年 月 日 ( 歳)  |
| ご住所<br>[必須]            | 〒 - ※マンション・アパートの場合は、部屋番号までご記入ください |             |
|                        | -----                             |             |
| 自宅TEL<br>[どちらか必須]      | ( )                               | -           |
| 携帯電話                   | ( )                               | -           |
| e-mail<br>アドレス<br>[必須] | @                                 |             |

■上記ご住所以外への連絡や案内等の送付をご希望の場合は下記までご記入ください

|     |                                   |   |
|-----|-----------------------------------|---|
| ご住所 | 〒 - ※マンション・アパートの場合は、部屋番号までご記入ください |   |
|     | -----                             |   |
| TEL | ( )                               | - |

※ゴルフ場記入欄

登録者番号

新規登録  継続登録

## 富士国際ゴルフ倶楽部「IFG乙女ウィークデーパーズ」利用規約

### 第1条 (目的等)

富士国際ゴルフ倶楽部「IFG乙女ウィークデーパーズ」(以下、「ウィークデーパーズ」と言う)は、富士国際ゴルフ倶楽部乙女コース(以下、「乙女コース」と言う)の利用促進と、ウィークデーパーズ登録者(以下「登録者」と言う)相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

2. ウィークデーパーズは、東日本開発株式会社(以下「当社」と言う)が、第3条規定の登録者としての資格を有する者に対して発行する。

3. 登録者は、第9条規定の有効期間内において、別途当社が定めるウィークデーパーズ登録者優待料金(以下「優待料金」と言う)で乙女コースを利用することができるものとする。

第2条 (利用条件) ウィークデーパーズの利用は、乙女コース 平日セルフプレーに限定する。

### 第3条 (登録者としての資格)

登録者としての資格(以下「登録者資格」と言う)は、本規約及び富士国際ゴルフ倶楽部利用約款(以下「約款」と言う)を承認の上、所定の登録申込手続きを行い、当社が審査の上登録を認めた者が、年間登録料の支払を完了したときに生じる。登録者資格は、公序良俗に反する行為または暴力団及びそれに類する反社会的団体の関係者には、いかなる場合にもこれを与えない。

### 第4条 (登録者証)

登録者1名につき、登録者証1枚を発行する。登録者証は、登録者名が記載された者のみが使用でき、他人に貸与、譲渡、継承、担保提供及び名義変更はできないものとする。

2. 登録者が登録者資格を失った場合は、直ちに登録者証を当社に返却しなければならない。

3. 登録者証を紛失、または盗難にあった場合は、速やかに当社に届出を行わなければならない。

### 第5条 (届出事項の変更)

登録者は、住所・氏名・連絡先・メールアドレス等を変更した場合は、速やかに書面等により当社に通知するものとする。

2. 前項の通知を怠ったことにより、当社からの通知または送付書類が延着または未到着になった場合であっても、登録者は異議を唱えることはできないものとする。

### 第6条 (登録者証の利用)

登録者がプレーする場合は、必ずフロントに登録者証を提示するものとする。

2. 登録者証の提示がない場合は、優待料金での利用は出来ず、当該利用日の一般料金が適用されるものとする。

### 第7条 (登録者権利の制限)

登録者は、当社の経営に関し意見を提出すること及び当社ゴルフ場の運営に関する報告を求めることはできないものとする。

### 第8条 (登録者の義務)

登録者は、本規約に定める義務のほか、次の各号の義務を負う。

1. 約款及びゴルフエチケット・マナー等を遵守すること。
2. 乙女コースを含む当社運営ゴルフ場の秩序を乱し、名誉を毀損する行為をしないこと。
3. 他のプレーヤーに迷惑をかける行為をしないこと。
4. 乙女コースのコンディション維持に積極的に協力すること。

### 第9条 (有効期間)

登録者証の有効期間(以下「有効期間」と言う)は、登録者証記載の資格終了日までとする(原則として、登録月から1年後の同月末まで)。

### 第10条 (年間登録料)

年間登録料は以下のとおりとする。  
個人平日 12,000円(税別)  
2. 登録料は、いかなる場合であってもこれを返還しないものとする。  
3. 登録者は、第1項の年間登録料を有効期間終了までに当社に支払うことで、有効期間を1年間延長することができるものとする。

### 第11条 (登録者としての資格取消)

当社は、登録者が次の各号に該当したときには、登録者資格を取り消す場合がある。

1. 当社運営ゴルフ場の名誉を毀損し、または秩序を乱す行為をしたとき。
2. 本規約または約款に違反したとき。
3. 登録申込内容に虚偽の事実が判明したとき。
4. 登録後、暴力団の構成員及び反社会的勢力の関係者もしくはそれに準じる者であることが判明したとき。
5. その他当社が取消し処分を適当と判断する行為があったとき。

### 第12条 (個人情報の利用)

当社は、登録者から入手した個人情報を当社のセキュリティポリシーに則り、安全に管理し、当社運営ゴルフ場の運営以外の目的で使用しない。

2. 登録者は、有効期間中及び有効期間経過後において、当社が当社運営ゴルフ場のサービス及びイベントの案内等の送付のために、登録者の住所、氏名、電話番号及びメールアドレス等の個人情報を利用する場合があることを予め了解するものとする。

### 第13条 (ウィークデーパーズ利用の停止)

当社は、客観的・合理的に必要と判断される場合にはウィークデーパーズの利用をいつでも停止することができるものとする。

2. 前項の場合、登録者は、一切の異議を申し立てることはできない。

### 第14条 (その他)

本規約に定めのない事項は、当社が決定する。  
2. 当社は、いつでも本規約を改正することができるものとし、その効力は全ての登録者に及ぶものとする。

【附則】 1. 本規約は、2018年10月1日から適用する。